

CASE STUDY

芸術と観光

ー 大分・別府、福島・浜通り ー

2025.12.4 (Thu)
13:30~15:30

トーサイクラシックホール岩手
岩手県民会館 4階第2会議室

講師

アーティスト／
Yamaide Art Office 株式会社 代表取締役／
BEPPU PROJECT ファウンダー

Yamaide Jun'ya

山出 淳也 氏



Profile

1970年大分県生まれ。アーティストとして、MoMA・PS1でのインターナショナルスタジオプログラムへの参加(2000~01年)、文化庁在外研修員としてパリに滞在(2002~04年)。Palais de Tokyo(パリ)や東京都現代美術館、オペラシティ、ロダンギャラリー(ソウル)、台北市立美術館での展覧会参加など、国内外でのアーティストとしてのキャリアを経て、2005年にBEPPU PROJECTを設立。以降、BEPPU PROJECTが企画し実現した1,000以上の取組みほぼ全てに関わり、芸術祭のプロデュースをはじめ、地方都市での文化芸術に関する事業の企画・運営の他、教育・移住・福祉・観光・6次産業化・ブランディングなど地域や企業の課題解決を図る取組みを多数手がけてきた。2021年度は常勤職員24名、売り上げ5億6,000万円を達成。国内最大規模のアートNPOに育てる。2022年3月、BEPPU PROJECTの代表を退任し、Yamaide Art Office 株式会社を設立。2024年度より、経済産業省による福島県の浜通り地域を中心とする12市町村が対象の「地域経済政策推進事業費補助金(映像・芸術文化を通じた関係人口創出事業)」の事務局を務める。

主な要職に、混浴温泉世界実行委員会 総合プロデューサー(2009年~)、国東半島芸術祭 総合ディレクター(2014年)、第33回国民文化祭・おおいた 市町村事業アドバイザー(2018年)、文化庁審議会文化政策部会委員(第14期~16期)、グッドデザイン賞 審査委員(2019年~)、山口ゆめ回廊博覧会 コンダクター(2019~21年)、別府市制100周年記念事業 プロデューサー(2022年~)、大分サステナブル・ガストロノミー推進協議会 会長(2022年~)、別府市観光協会 副会長(2022年~)など。

著書に『BEPPU PROJECT 2005 - 2018』(2018年)、共著に『アートマネジメントを学ぶ』(2018年)他。

平成20年度 芸術選奨文部科学大臣新人賞受賞(芸術振興部門)。

- 申込／参加申込書により令和7年11月27日(木)までにメール、FAX又は郵送にてお申込ください。
(参加費無料、定員40名程度、事後アンケート提出必須)
- 主催・企画／岩手県文化スポーツ部文化振興課／お問合せ先：019-629-6288

令和7年度岩手県アートマネジメント研修（第2回）実施要項

1 概 要

県内各地域において、文化芸術の振興や文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成及び相互交流の促進を図ることを目的に開催するもの。

2 日時・会場

- (1) 日 時：令和7年12月4日（木）13時30分～15時30分
- (2) 会 場：トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館）4階第2会議室
（岩手県盛岡市内丸13番1号）
- (3) 定 員：40名程度（定員になり次第締め切り）
- (4) 主 催：岩手県

3 講 師

アーティスト／Yamaide Art Office 株式会社 代表取締役／
BEPPU PROJECT ファウンダー 山出 淳也 氏

※ 講師プロフィールは、別添リーフレットを参照願います。

4 内 容

CASE STUDY 芸術と観光 ― 大分・別府、福島・浜通り ―

当日は、世界有数の温泉地（観光地）として知られる大分県別府市を活動拠点とし、芸術祭のプロデュースや地域性を生かした企画の立案、人材育成、地域情報の発信や商品開発など、様々な事業に携わってこられた、山出淳也氏を講師にお招きし、「芸術と観光（その連携）」を題材に御講演いただきます。

講演の中では、現在、講師が取り組んでいる福島県の浜通り地域を中心とした、映像・芸術文化を通じた関係人口創出事業についても御講演いただきます。

【研修内容（一部、予定）】

- ・ 芸術の価値
- ・ 地域の魅力の発見、発信
- ・ 国際芸術祭「混浴温泉世界 - 場所とアートの魔術性 - 」
- ・ ソーシャルキャピタル
- ・ 福島・浜通り地域での新たな挑戦

5 参加申込

別紙参加申込書により令和7年11月27日（木）までにメール、FAX 又は郵送にて申込。

※ 事後アンケート提出必須

6 参加費

無料（会場までの旅費等は参加者負担）

7 対 象

県・市町村の文化・観光行政担当者、公立文化施設・観覧施設職員、県・市町村芸術文化協会及び会員団体の関係者、県内で活動する文化芸術関係団体の関係者、地域づくり団体の関係者、観光協会等観光関係者、その他希望者